

# ゴルフ場利用税の手引

特別徴収義務者の皆様へ  
(経 営 者)



令和6年4月改訂

## はじめに

ゴルフ場利用税は、ゴルフ場の利用者に課される県税で、経営者の皆様がプレー料金等を領収する際に、あわせてこの税金を利用者から徴収していただき、県に納めていただくことになっています。

このため、公平で適切なゴルフ場利用税の徴収には、納税者である利用者のご理解をいただくとともに、特別徴収義務者である皆様のご協力が不可欠です。

皆様におかれましては、円滑な徴収事務を行っていただくため、この「手引」をご活用いただき、より一層のご協力を賜われますようお願い申し上げます。

## 目 次

ゴルフ場利用税とは	1
特別徴収とは	1
ゴルフ場を開場（経営開始）するときは	1
登録した事項に変更が生じたときは	1
課税されるゴルフ場とは	2
税率及び等級	2
非課税	4
マイナンバーカード（個人番号カード）の取り扱いについて	6
不均一課税	7
課税対象とならない利用	9
申告と納入	11
延滞金	11
更正と決定	12
不服申立ての方法	12
加算金	12
税務調査にご協力を	13
罰則について	13
報償金について	13
県税相談窓口	13
ゴルフ場利用税関係申請書等様式一覧（参考資料）	14

## ゴルフ場利用税とは

ゴルフ場利用税は、ゴルフ場の利用に対し、利用の日ごとに定額によって、その利用者に課される県税です。

ゴルフ場利用税の徴収については、特別徴収の方法によるものと定められています。

## 特別徴収とは

ゴルフ場の経営者の皆様が、利用者から受領するプレー料金等にあわせてゴルフ場利用税を徴収していただくことをいい、ゴルフ場利用税を徴収していただく皆様を**特別徴収義務者**とといいます。

特別徴収義務者は、ゴルフ場の利用者から徴収した税金を納期限までに申告納入の方法で納める義務を負います。

## ゴルフ場を開場（経営開始）するときは

ゴルフ場を経営開始しようとする**5日前**までに、和歌山県税事務所長へ「**特別徴収義務者新規登録申請書**」により申請してください。なお、申請の際、定款、会社の登記事項証明書、ゴルフ場のコース及び施設の概要、ゴルフ場の距離及び面積等を記載したもの、ゴルフ場の土地の登記事項証明書、賃貸借契約書の写し（土地等を借り受けて営業を行っている場合）等を申請書に添付してください。

特別徴収義務者であることを証する証票をお渡しします。

万一、証票を紛失した場合は、「ゴルフ場利用税特別徴収義務者の証・紛失届出書」を提出し、新たな証票の交付を受けてください。

証票は、入り口の見やすいところに必ず掲示してください。



特別徴収義務者の証

## 登録した事項に変更が生じたときは

**変更**…………… 特別徴収義務者の住所、氏名又は名称、ゴルフ場の所在地又は名称、ゴルフ場のホール数、利用料金等に変更があったときは、変更のあった日から5日以内に「特別徴収義務者変更登録申請書」により申請してください。

**ただし、ホール数、利用料金（内訳を含む）を変更する場合は、変更する日の5日前までに申請してください。**

**譲渡・廃業**……… ゴルフ場の譲渡又は廃業した場合は、「抹消登録申請書」により申請をするとともに、譲渡又は廃業となる日から10日以内に「登録証票」を返還してください。

また、ゴルフ場の経営を譲渡又は廃業した場合においては、**その譲渡又は廃業した日から5日以内**に、譲渡又は廃業した日までに徴収すべきゴルフ場利用税について申告納入しなければなりません。期限内に申告納入されない場合は、不申告加算金や延滞金の対象となります。

相続・合併…… 相続又は法人の合併、組織変更、社名変更等により特別徴収義務者に変更が生じた場合は、新たに登録申請をする必要はなく、変更のあった部分について「変更登録申請書」により申請をしてください。

休業…………… 休業については、登録事項でないため、「休業等（変更）届出書」により届出をしてください。

## 課税されるゴルフ場とは

ゴルフ場利用税は、ゴルフ場の利用に対して利用の日ごとに定額（等級）によって課税されるものであり、この場合における「ゴルフ場」とは、ホール数が18ホール以上であり、かつコースの総延長をホール数で除して得た数値（ホールの平均距離）が100メートル以上の施設（総面積が10万㎡未満のものを除く）及びホール数が18ホール未満のものであっても、ホール数が9ホール以上であり、かつホールの平均距離がおおむね150メートル以上のゴルフ場をいいます。

## 税率及び等級

### 1 税率

ゴルフ場利用税は、利用の日ごとに次の等級による税額によって課税されます。

（税率表）

等級	金額
1 級	1人1日につき 1,200円
2 級	1人1日につき 1,130円
3 級	1人1日につき 950円
4 級	1人1日につき 800円
5 級	1人1日につき 650円
6 級	1人1日につき 550円
7 級	1人1日につき 470円
8 級	1人1日につき 400円

## 2 等級

各ゴルフ場における等級決定については、次の基準により決定されます。

(等級決定基準表)

等級	等級決定基準	
	18ホール以上のゴルフ場	18ホール未満のゴルフ場
1 級	利用料金が 10,000 円以上	—
2 級	利用料金が 8,000 円以上 10,000 円未満	—
3 級	利用料金が 6,000 円以上 8,000 円未満	—
4 級	利用料金が 4,000 円以上 6,000 円未満	—
5 級	利用料金が 3,000 円以上 4,000 円未満	—
6 級	利用料金が 2,000 円以上 3,000 円未満	利用料金が 4,500 円以上
7 級	利用料金が 2,000 円未満	利用料金が 3,500 円以上 4,500 円未満
8 級	—	利用料金が 3,500 円未満

※1 等級決定の基準となる利用料金は、名称の何であるかを問わず、当該ゴルフ場における平日の非会員の18ホール分の利用についての対価又は負担として支払うべき金品であり、具体的には、グリーンフィー（ピジターフィー）、光熱費、厚生費、道路維持費、協力費、保険料等、当該ゴルフ場における平日の非会員の18ホール分の利用について支払われるすべての料金をいいます。

なお、飲食代（他の料金と明確に区分された任意性のあるものに限る。）、貸ロッカー料、貸クラブ料、貸靴料、貸傘料等並びに消費税及び地方消費税については、等級決定の基準となる利用料金から除外します。

※2 等級決定の基準となる利用料金の特例

平日の非会員の18ホール分の利用料金の合計額が、休日の非会員の18ホール分の利用料金の合計額の100分の40に満たない場合は、休日の非会員の18ホール分の利用料金の合計額の100分の40を等級決定の基準となる利用料金とします。

※3 利用料金の具体的な取扱い

キャディーフィー、キャディー厚生費、カートフィーについては、ゴルフ場の利用の実態からみて等級決定の基準となる利用料金と認められますが、他の料金と明確に区分して支払いを受けているものについては、平日の会員の負担額に相当する金額を限度として、上記※1 または※2 の等級決定の基準となる利用料金から除外します。

### 3 等級の変更

ホール数及び利用料金を変更するゴルフ場は、和歌山県税事務所長が決定した日から、当該変更後のホール数及び利用料金等を基準として決定した等級によりますので、ゴルフ場利用税の特別徴収の際にご注意いただくとともに、当該変更しようとする日の**5日前**までに「変更登録申請書」により申請してください。

なお、期間を限った利用料金の変更については、少なくとも1か月以上当該変更後の利用料金による利用を継続する場合に申請が必要となります。期間は暦に従って計算しますので、例えば、4月15日から5月14日までの間に限って利用料金を変更するような場合も、申請が必要です。

### 4 料金表の提出

利用料金の変更の有無に関わらず、毎年3月の申告書提出時に、併せて料金表を提出してください。

## 非課税

一定の要件を満たす人のゴルフ場の利用又は一定の要件を満たす目的によるゴルフ場の利用については、ゴルフ場利用税は非課税となります。

具体的には、次の**1又は2のいずれかに該当する場合**に限ります。

#### 1 非課税適用者（一定の要件を満たす人）

特別徴収義務者は、非課税適用となる利用者が非課税利用を行おうとする時まで、非課税利用の申出を受けなければなりません。

なお、この取扱いについては、次の諸点に留意してください。

(1) 非課税適用となる対象者は、次のとおりです。

- ア 年齢18歳未満の人（満18歳の誕生日の前々日までの利用が対象）  
（例：平成18(2006)年9月10日生まれの人は令和6(2024)年9月8日までの利用）
- イ 年齢70歳以上の人（満70歳の誕生日の前日からの利用が対象）  
（例：昭和29(1954)年9月10日生まれの人は令和6(2024)年9月9日からの利用）
- ウ 障害者

(2) 非課税利用の申出に当たり提示を受けるべき証明書等は、次のとおりです。

- ア 年齢18歳未満の人、年齢70歳以上の人  
学生証、運転免許証、健康保険証、年金手帳、旅券（パスポート）、在留カード、<sup>\*</sup>マイナンバーカード（個人番号カード）等
- イ 障害者  
療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条の規定による厚生労働大臣の認定証、地方税法施行令第7条第7号の規定による市町村長等の認定証

(3) 原則的な手続きは、次のとおりです。

- ア 非課税利用の申出に当たって、特別徴収義務者は上記(2)の証明書等



の提示を受けたうえで、ゴルフ場利用税非課税申出書(13 ページの様式⑨)を提出させなければなりません。なお、当該手続きでは個人番号を必要としないので、マイナンバーカード(個人番号カード)の提示を受けた際に、個人番号を書き写したり、裏面のコピーを取ったりすることのないようにご注意ください。

ただし、非課税適用となる利用者が当該ゴルフ場の会員権を有する場合において、特別徴収義務者があらかじめその者の非課税適用に必要な証明書等を保管しているときは、非課税利用の申出の際、証明書等の提示を受ける必要はありません(この場合でも、ゴルフ場利用税非課税申出書(13 ページの様式⑨)を提出させる必要があります。)

イ ゴルフ場利用税非課税申出書(13 ページの様式⑨)の様式は、同様式にかえて、特別徴収義務者が任意に作成した署名簿形式の申出書を使用することができます。任意に署名簿形式の申出書を作成するときは、13 ページの参考様式①を参考にしてください。

ウ イの任意の申出書を作成した場合においても、プライバシー保護の観点から、ゴルフ場利用税非課税申出書(13 ページの様式⑨)を常時備え付け、非課税適用となる利用者がこれを使用したいと申し出たときは応じなければなりません。

※マイナンバーカードの取り扱いについては6 ページを参照してください。

#### (4) 利用者の申出書及び証明書等の写しを保管する場合の特例

ア 非課税適用となる利用者が、特別徴収義務者に対しゴルフ場利用税非課税申出書(13 ページの様式⑨)及び証明書等の写しを提出し、かつ、特別徴収義務者において当該申出書及び証明書等の写しを保管する場合は、その後の非課税利用の申出の際、ゴルフ場利用税非課税申出書(13 ページの様式⑨)の提出及び証明書等の提示を省略することができます。

イ アの場合、特別徴収義務者は、その後の非課税利用に係る利用年月日、住所、氏名、生年月日、非課税適用区分、証明書の名称・発行者名を記載した非課税利用者一覧表を作成しなければなりません。非課税利用者一覧表を作成するときは、13 ページの参考様式②を参考にしてください。

## 2 非課税適用となる利用(一定の要件を満たす目的による利用)

特別徴収義務者は、非課税適用となる利用を行う者が非課税利用を行おうとする時まで、**証明書等の提出又は提示**を受けたうえで、ゴルフ場利用税非課税申出書を提出させなければなりません。

なお、この取扱いについては、次の諸点に留意してください。

#### (1) 国民スポーツ大会及び同大会県予選会に参加する選手が、これらの大 会のゴルフ競技(公式の練習を含む。)としてゴルフを行うゴルフ場の 利用

ア 提出を受けるべき証明書等は、知事又は県教育委員会発行の証明書です。

イ 国民スポーツ大会及び同大会県予選会については、県教育委員会で証明を受けた利用者(選手)以外の者の出場が想定できないため、これらの利用者については、本人確認のための証明書等の提示を受ける必要はありません。(申出書の証明書欄も記入不要です)



り 利用者の代表が個々の利用者の申出を代行して差し支えありませんが、「申出書」の備考欄にその旨記入（外〇〇名別添のとおり等）させるとともに利用者全員の一覧表（住所、氏名、生年月日を記入）を添付させる必要があります。

(2) 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学（短期大学含む）、高等専門学校<sup>1</sup>の学生、生徒、児童及び引率教員（当該学校の教員）が教育活動（学校の授業及び公認の課外活動等）としてゴルフを行うゴルフ場の利用

ア 提出を受けるべき証明書等は、学校長の証明書です。

イ 利用者の代表が個々の利用者の申出を代行して差し支えありませんが、「申出書」の備考欄にその旨記入（外〇〇名別添のとおり等）させるとともに利用者全員の一覧表（住所、氏名、生年月日及び証明事項を記入）を添付させ、併せて本人確認のために4ページの「**1 非課税適用者**-(2)」の証明書類又は教職員証の提示を受ける必要があります。

(3) その他の留意点

幼稚園の引率教員については、法75条の3第2号（学生等の教育活動の利用）に該当しないので非課税にはなりません。なお、幼稚園児については、「18歳未満の人」の適用があります。

## マイナンバーカード（個人番号カード）の取り扱いについて

マイナンバーカード（個人番号カード）は、金融機関等本人確認の必要な窓口で本人確認書類として利用できますが、個人番号をコピー・保管できる事業者は、行政機関や雇用主等、法令に規定された者に限定されているため、**規定されていない事業者の窓口において、個人番号が記載されているカードの裏面をコピー・保管することはできません。**また、「番号通知カード」は本人確認書類として利用できませんのでご注意ください。

マイナンバーカード（個人番号カード）により非課税利用の本人確認を行う場合はカードのおもて面のみをコピー・保管していただき、裏面をコピーしたり番号を書き写したりすることのないようお願いいたします。

（おもて）



本人確認用のコピーはこの面のみ

（うら）



この面はコピーしてはいけません

## 不均一課税

### 1 早朝利用等

ゴルフ場における早朝及び薄暮の利用の利用料金が、特別に定められている（通常の利用料金の5割以上軽減されているものに限る。）ゴルフ場の利用に対して課するゴルフ場利用税の税率は当該ゴルフ場に係るゴルフ場利用税の税率の2分の1とすることができます。

なお、この取扱いについては、次の諸点に留意してください。

- (1) 早朝利用等とは、早朝における利用であって、特定のコースを利用し、通常のプレーの開始時刻までにプレーを終了しなければならない利用、並びに薄暮の利用であって特定のコースを利用し、日没により18ホールのプレーができないと判断される時刻以降（通常の最終利用者のスタート時刻以降）に開始しなければならない利用のことをいいます。

特定のコースの利用とは、イン又はアウト等いずれか9ホール以内の利用をいいます。

また、照明設備を使用し利用行為を行う場合は、時刻にかかわらず対象外です。

- (2) 利用料金については、等級決定基準における利用料金の範囲と同じものとして取り扱いを行います。

- (3) 早朝利用等におけるゴルフ場利用税の税率軽減を受けようとする場合は、適用ゴルフ場として利用しようとする日の5日前までに、「ゴルフ場利用税の税率軽減承認申請書」を提出して、承認を受けなければなりません。

また、承認の内容に変更が生じた場合には、改めて承認申請書を提出し、承認を受けなければなりません。

なお、承認を求めることができる期間は、最長で1年となります。

- (4) ゴルフ場利用税の税率軽減承認を受けた場合は、軽減した利用料金及び「ゴルフ場利用税の税率軽減承認通知書」又はその写しを、公衆の見やすい場所に掲示してください。

- (5) 早朝利用等に係る受付名簿、スタート表及び精算伝票（料金計算書）控え等を通常の分と明確に区分するとともに、利用時間帯の制約事項を厳守してください。

### 2 特定の競技会等による利用

特定の競技会等によるゴルフ場の利用で、別に料金の定めがあって、その利用料金が通常の利用料金に比較して少なくとも2割以上軽減されている場合には、アマチュア選手に限り、その利用に係るゴルフ場利用税の税率について、申請によりその利用に係るゴルフ場利用税の税率を2分の1とすることができます。

- (1) 特定の競技会等によるゴルフ場の利用とは、別表1に掲げる競技会及び公式の練習におけるゴルフ場の利用です。
- (2) 承認を受けようとする特定の競技会等の主催者は、その競技会又は公式練習日が開催される日の**5日前まで**に、「ゴルフ場利用税の税率軽減承認申請書」と競技会等の開催要綱、出場選手名簿等その他の参考となる資料を提出して、承認を受けなければなりません。

※通常の利用料金とは「等級決定の基準となる利用料金」です。

(「等級決定の基準となる利用料金」については3ページ※1～※3をご参照ください。)

(別表1)

ゴルフ場利用税の税率軽減措置の対象となる競技会等  
(特定の競技会等)

- 1 公益財団法人日本ゴルフ協会が主催する以下の競技会
  - 日本アマチュアゴルフ選手権競技会
  - 日本アマチュア・マッチプレーゴルフ選手権競技会
  - 日本シニアゴルフ選手権競技会
  - 日本ミッドシニアゴルフ選手権競技会
  - 日本グランドシニアゴルフ選手権競技会
  - 日本女子アマチュアゴルフ選手権競技会
  - 日本女子アマチュア・マッチプレーゴルフ選手権競技会
  - 日本オープンゴルフ選手権競技会
  - 日本ミッドアマチュアゴルフ選手権競技会
  - 日本女子ミッドアマチュアゴルフ選手権競技会
  - 日本女子シニアゴルフ選手権競技会
  - 日本女子オープンゴルフ選手権競技会
  - 日本シニアオープンゴルフ選手権競技会
  - アジアンツアーオープンゴルフ選手権競技会
  - 日本学生ゴルフ選手権競技会
  - 日本女子学生ゴルフ選手権競技会
  - 日本ジュニアゴルフ選手権競技会
  - その他上記の競技会と同等の競技会
- 2 公益財団法人日本ゴルフ協会加盟の一般社団法人関西ゴルフ連盟が主催する以下の競技会（上記1に掲げる競技会の予選に相当するものに限る。）
  - 地区アマチュアゴルフ選手権競技会
  - 地区シニアゴルフ選手権競技会
  - 地区ミッドシニアゴルフ選手権競技会
  - 地区グランドシニアゴルフ選手権競技会
  - 地区女子アマチュアゴルフ選手権競技会
  - 地区オープンゴルフ選手権競技会
  - 地区ジュニアゴルフ選手権競技会
  - その他上記の競技会と同等の競技会
- 3 公益財団法人日本ゴルフ協会会員の和歌山県ゴルフ連盟が主催する競技会（スポーツの振興を直接の目的とする競技会で、かつ、広く県民が参加できるものに限る。）
- 4 上記1から3までの競技会の公式の練習日

## 課税対象とならない利用

### 1 課税対象とならない利用とは

ゴルフ場利用税は、利用料金の支払いに関係なく利用の日ごとに定額によって課されますが、課税対象とならない利用とは、**利用者から利用料金を徴収しないで利用させるもの**のうち、次の2に掲げる利用をいいます。

### 2 課税対象とならない利用と認められるもの

#### (1) 業務利用

利用料金を徴収しない次に掲げる利用については業務利用と認め、課税されません。

ア 当該施設の経営者等（経営者及び当該施設の管理責任者）が、施設の維持管理のために利用する場合

イ グリーンキーパーがコース維持のために利用する場合

グリーンキーパーの研究会によるゴルフ場の視察、見学、研究のための利用で利用料金を徴収しないもの（ただし、親睦等のための利用は業務利用とは認めない。）。

なお、グリーンキーパーの研究会については、4(2)の手続き等によること。

ウ キャディーマスターがキャディーマスターの訓練のために利用する場合

キャディーマスターの研究会によるゴルフ場の視察、見学、研究のための利用で利用料金を徴収しないもの（ただし、親睦等のための利用は業務利用とは認めない。）。

なお、キャディーマスターの研究会については、4(2)の手続き等によること。

エ 所属プロ又は補助プロが利用者の技術指導、自己の技術向上のために利用する場合

オ 所属プロ又は補助プロが施設の維持及び改善の助言をするために利用する場合

カ コースの助言等を聞くため、他所属プロに利用させる場合

キ 支配人会の出席者による視察、見学のための利用（ただし、親睦等のための利用は業務利用とは認めない。）

ク 当該施設の従業員が経営者の計画した厚生計画に基づき利用する場合（年2回を限度とする。）

ケ 開場披露（オープン）又は開場（設）記念競技日に招待された者の無料利用の場合で、1人1日の利用。（ただし、次の要件を全て満たすものに限る。）

(ア) 競技が数日におよぶ場合は、当該競技の開始日から終了日までの間の1人1日の利用であること。

(イ) 業務利用という性格上、一般営業を行っていない時に行われるものであること。

(ウ) 開場（設）記念競技日の業務利用の適用は5年に1回を限度とします。



(I) 無料利用の場合とは、当該日の利用客から、ゴルフ場の利用料金を徴収しない場合をいいます。

ただし、参加料又は協賛料等を徴収する場合は、当該ゴルフが無料提供する記念品、賞品、昼食（弁当）等の物品代の合計額（ゴルフ場における購入価格）が、当該参加料又は協賛料等の合計額以上のとき（等しい場合を含む。）は、無料利用として取り扱われることとなります。

この場合、当該予算書等収入支出の内訳が示された資料を届出書に添付してください。

## (2) プロゴルファーの競技会の利用

利用料金（キャディーフィー及びカートフィーを除く。）を徴収しない競技会等の利用で次に掲げる利用については、プロゴルファーの競技会の利用と認め、課税されません。

- ア 公益社団法人日本プロゴルフ協会、一般社団法人日本ゴルフツアー機構又は一般社団法人日本女子プロゴルフ協会が主催、共催、主管、公認又は後援する競技会において出場プロが利用する場合及びその競技会の主催者が定める指定練習日において出場プロが利用する場合
- イ 公益財団法人日本ゴルフ協会又は一般社団法人関西ゴルフ連盟が主催又は共催する競技会において出場プロが利用する場合及びその競技会の主催者が定める指定練習日において出場プロが利用する場合

## 3 業務利用と認められないもの

上記2(1)以外のゴルフ場関係者等の利用は業務利用とは認められないのでご注意ください。

ゴルフ場利用税の課税の対象となるものとして、例えば次のようなものがあります。

- ア 株主及び協力者の利用
- イ 宣伝のための報道関係者の利用
- ウ 視察のため派遣された他のゴルフ場の従業員の利用

## 4 手続き等について

- (1) 上記2(1)のアからオまでの業務利用については、事前に届けられた経営者、グリーンキーパー、キャディーマスター、指導員（プロ、補助プロ等）等の利用であること。このため、「**業務利用に係る経営者等の届出書**」により、利用を開始しようとする日の**5日前まで**に届出してください。また、変更があった場合は、その都度、変更事項だけでなく、全氏名を記載した届出書を再度提出してください。

- (2) 上記2(1)のカからケまでの業務利用又は2(2)のプロゴルファーの競技会の利用を行う場合は、「**ゴルフ場に係る業務利用等の届出書**」を、利用行為の**10日前まで**に提出してください。

なお、届出をした業務利用等の内容に変更が生じた場合には、改めて届出書を提出してください。

また、上記2(1)のケで会費等を徴収する場合は、業務利用と認められない場合があるので、**必ず事前に和歌山県税務所に相談**してください。

- (3) 業務利用又はプロゴルファーの競技会の利用を行った場合は、毎月のゴルフ場利用税の申告時に、申告書の裏面の内訳表「業務利用人員」の欄に利用を行った人数を記載するとともに、「業務利用者人員表」を記載して添付してください。

## 申告と納入

特別徴収義務者は、毎月15日までに前月1日から同月末日までの期間において徴収すべきゴルフ場利用税について、ゴルフ場利用税納入申告書によって和歌山県税事務所へ申告し、その税額を別表2の金融機関又は和歌山県税事務所へ納入していただくことになっています。

なお、非課税利用の申出書及び一覧表、国民スポーツ大会及び同大会の予選会にあっては教育委員会の証明書、学校の教育活動にあっては学校長の証明書は、利用のあった年の翌年から5年間保存してください。

また、ゴルフ場の経営を廃止した場合には、その廃止した日から5日以内に、廃止した日までに徴収すべきゴルフ場利用税について申告納入しなければなりません。納期限までに申告納入されない場合は、不申告加算金や延滞金の対象となります。

(別表2) ゴルフ場利用税を納入できる金融機関一覧

■ 紀陽銀行	池田泉州銀行	関西みらい銀行	三十三銀行	南都銀行
百五銀行	みずほ銀行	三井住友銀行	りそな銀行	
■ きのくに信用金庫	新宮信用金庫			
■ 近畿産業信用組合	近畿労働金庫			
■ なぎさ信用漁業協同組合連合会	(県内店舗に限る。)	ミレ信用組合		
和歌山県医師信用組合	和歌山県信用農業協同組合連合会	(各農業協同組合)		
■ ゆうちょう銀行	郵便局			

## 延滞金

納期限までに税金を納めなかったときは、延滞金を納めなければならないことになっています。

1 納期限の翌日から1月を経過する日まで……年7.3%

ただし、当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、次のとおり特例が設けられています。

(1) 平成12年1月1日から平成25年12月31日まで

各年の前年の11月30日時点における日本銀行が定める商業手形の基準割引率に年4%を加算した割合(年7.3%を超える場合は年7.3%)

(2) 平成26年1月1日から令和2年12月31日まで

各年の前々年の10月から前年の9月までの各月の国内銀行の短期貸付けの平均利率の平均値として財務大臣が告示した割合に年1%の割合を加算した割合(特例基準割合)に年1%を加算した割合(年7.3%を超える場合は年7.3%)

(3) 令和3年1月1日以後

各年の前々年の9月から前年の8月までの各月の国内銀行の短期貸付けの平均利率の平均値として財務大臣が告示した割合に年1%の割合を加算した割合(延滞金特例基準割合)に年1%を加算した割合(年7.3%を超

える場合は年 7.3%)

- 2 それ以後納税の日まで……………年 14.6%  
ただし、当該期間のうち平成 26 年 1 月 1 日以後の期間については、特例基準割合又は延滞金特例基準割合に年 7.3%を加算した割合

## 更正と決定

和歌山県税事務所の調査によって税額の更正や決定を受けることがあります。

### 1 更正

調査の結果、税額が少なく申告されていたことが判明したときは更正します。この場合には、不足税額のほかに過少申告加算金と延滞金がかかります。

### 2 決定

申告期限までに申告されなかったときは、調査の上、県の方で税額を決定します。この場合には、申告しなければならない税額のほかに不申告加算金と延滞金がかかります。

## 不服申立ての方法

更正や決定を受けたことに不服のある人は、その**通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内**に知事に対して審査請求をすることができます。この場合、処分した和歌山県税事務所を経由して審査請求書を提出してください。

## 加算金

ゴルフ場利用税について、事実より少なく申告したり、申告しなかった場合に課されます。(地方税法第 90 条～91 条)

### 1 過少申告加算金

申告書を期限内に提出した場合で、その申告額が実際より少額なため、後日増額更正を受けた場合に課されます。

### 2 不申告加算金

申告書を期限を過ぎてから提出（期限後申告）した場合、又は申告書を期限内に提出しなかったため決定を受けた場合に課されます。

### 3 重加算金

二重帳簿等によって故意に税を免れようとした場合に課されます。この場合には過少申告加算金、不申告加算金は課されません。

- (1) 期限内に申告書を提出している場合で申告税額が不正の事実に基づき更正を受けたとき
- (2) 期限内に申告しなかった場合で税の計算基礎となる事実を不正に隠したり、偽ったりして更正、決定を受けたとき



## 税務調査にご協力を

和歌山県税事務所からの調査に際しては、帳簿、伝票等を提示して積極的にご協力ください。

## 罰則について

ゴルフ場利用税については、常に特別徴収義務者である皆様のご協力を賜らなければなりません。万一、次のようなことがありますと罰則が適用されますので念のためご留意ください。

- ・ 徴税吏員の質問や検査に対し、拒否したり虚偽の答弁をしたとき
- ・ 特別徴収義務者としての登録をしなかったとき
- ・ 納入しなければならない税金を納入しなかったとき
- ・ 帳簿、伝票等を保存しなかったとき

## 報償金について

特別徴収に係る事務の特殊性を考慮するとともに、納期内納入の意欲向上を図るため、1年間（4月から3月申告分）を通して全月期限内に申告納入をされた特別徴収義務者に1.5%の交付率で報償金を交付しています。

## 県税相談窓口

ゴルフ場利用税についてのご相談は、和歌山県税事務所へおたずねください。

事務所名	場 所	電話番号	受付時間
和歌山県税事務所 自動車税・間税課	和歌山市小松原通1-1 (県庁第2南別館1階)	073-441-3402 (直通)	平日 9:00~17:45 (土・日・祝休み)

## ゴルフ場利用税関係申請書等一覧（参考資料）

下記の場合、それぞれの申請書等を提出していただくこととなります。

- ① ゴルフ場の経営開始、登録事項の変更等の場合  
「ゴルフ場利用税特別徴収義務者新規（変更・抹消）登録申請書」
- ② ゴルフ場が休業する場合  
「休業日等（変更）届出書」
- ③ ゴルフ場利用税特別徴収義務者の証（登録証票）を紛失した場合  
「ゴルフ場利用税特別徴収義務者の証・紛失届出書」
- ④ ゴルフ場利用税の申告を行う場合  
「ゴルフ場利用税納入申告書」
- ⑤ 業務利用又はプロゴルファーの競技会の利用を行った月のゴルフ場利用税の申告を行う場合  
「ゴルフ場利用税納入申告書」「業務利用者人員表」
- ⑥ 不均一課税の申請を行う場合  
「ゴルフ場利用税の税率軽減承認申請書」
- ⑦ 常時業務利用を行う経営者等を届けたり、変更する場合  
「業務利用に係る経営者等の届出書」
- ⑧ 福利厚生や開場（設）記念競技日の場合などの業務利用又はプロゴルファーの競技会の利用を届ける場合  
「ゴルフ場に係る業務利用等の届出書」
- ⑨ 非課税の申出を行う場合  
「ゴルフ場利用税非課税申出書」

参考様式① ゴルフ場で任意の非課税申出書を作成する場合（署名簿形式）  
「ゴルフ場利用税非課税申出書」（参考様式）

参考様式② 非課税申出書の提出等を省略する場合（ゴルフ場で作成・保管）  
「ゴルフ場利用税非課税利用者一覧表」（参考様式）